

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大多喜町長

公表日
令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を千葉県後期高齢者医療連合（以下、広域連合とする）と連携し、実施している。 ①広域連合で決定された年間保険料を基に保険料の期割と賦課をしている。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や資格確認書の交付等の窓口事務を実施している。 ⑤公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・高額療養費の支給
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1号 別表第85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、「別表の主務省令」という。） 第46条（第1、2、3、4、5、6号） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ迅速な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 別表（第9条関係）第85の項 ・別表の主務省令 第46条 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 別表115、116、117及び118 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課保険年金係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			
		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	住基ネットの照会によるマイナンバーの取得のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確保を行うこと。 本人からマイナンバーの提供を得られない場合のみ行う住基ネットの照会では、4情報又は3情報による照会を原則とすること。 複数人での確認を行った上で最終的な紐づけ作業を実施し、その確認記録をとっていること。 上記を実施していることから十分であると判断する。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			
		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 上記を実施していることから十分であると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報:5.評価実施機関における担当部署:②所属	税務住民課長 市原 和男	税務住民課長 和泉 陽一	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報:8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務住民課保険年金係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:4.情報提供ネットワークシステムによる情報連	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:5.評価実施機関における担当部署:②所属	税務住民課長 和泉 陽一	課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報:7.特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報:7.特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月5日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年11月30日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	IIしきい値判断項目	令和4年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	1対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	IIしきい値判断項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	1対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護を取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や保険証の交付等の窓口事務を実施している。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を千葉県後期高齢者医療連合(以下、広域連合とする)と連携し、実施している。 ①広域連合で決定された年間保険料を基に保険料の期割と賦課をしている。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や資格確認書の交付等の窓口事務を実施している。 ⑤公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 宛名情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表第一の59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。) 第46条(第1、2、3、4、5、6号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ迅速な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二(80、82、83の項)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 別表(第9条関係)第85の項 ・別表の主務省令 第46条 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表115、116、117及び118 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	1対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	追加		事後	